

令和3年12月
令和3年第7回栃木市議会定例会
追加議案書及び追加議案説明書

栃 木 市

番 号

件

名

議案第 132 号	栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	1
議案第 133 号	栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について ..	8
議案第 134 号	栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用 及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	14
議案第 135 号	栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	24

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成22年栃木市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当の支給割合の引下げが閣議決定されたことを踏まえ、栃木市議会の議員の期末手当の支給割合を引き下げるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第 1 条関係)
期末手当の支給割合を改めること。(第 6 条関係)
- 2 栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
(第 2 条関係)
期末手当の支給割合を改めること。(第 6 条関係)

〔参照条文〕

地方自治法抜粋

(議決事件)

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければな

らない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 以下略

議案第132号（職員課）

栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の157.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第6条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する議長等にあつては、その職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額にその額に100分の45を超えない範囲で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定するものとする。

令和3年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例（平成22年栃木市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月においては100分の157.5を、12月においては100分の172.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当の支給割合の引下げが閣議決定されたことを踏まえ、栃木市長等の期末手当の支給割合を引き下げるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第 1 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 4 条関係）
- 2 栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第 2 条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第 4 条関係）

〔参照条文〕

議案第 1 3 2 号と同じ。

議案第133号（職員課）

栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に、6月においては100分の157.5を、12月においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

改 正 案

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

【栃木市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第4条 略

2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に100分の45を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額に100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の
特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(栃木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 栃木市職員の給与に関する条例（平成22年栃木市条例第55号）
の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」
に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第
3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「10
0分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」
を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の5
2.5」に改める。

第2条 栃木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、
「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「1
00分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」
を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の1
00」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22
年栃木市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」
に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当の支給割合の引下げが閣議決定されたことを踏まえ、栃木市職員の期末手当の支給割合を引き下げるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第17条関係）
- 2 栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第17条関係）
- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
（第3条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第10条関係）
- 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
（第4条関係）
期末手当の支給割合を改めること。（第10条関係）

[参照条文]

議案第132号と同じ。

議案第134号（職員課）

栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の

現 行

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4～6 略

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の92.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～6 略

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

一部を改正する条例

改 正 案

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）】

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の112.5（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の92.5）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

4～6 略

【栃木市職員の給与に関する条例の一部改正（第2条関係）】

（期末手当）

第17条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの（規則で定めるものを除く。第17条の4第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 略

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第3条関係）】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

改 正 案

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

【一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第4条関係）】

(給与条例の適用除外等)

第10条 略

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年栃木市条例第57号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。））」と、給与条例第17条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和3年11月30日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第 号

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年栃木市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

第2条 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(職 員 課)

議案第135号

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

栃木市職員の給与に関する条例の一部改正及び期末手当に関する特例措置の終了に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるもの。

◎改正の概要

- 1 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(第1条関係)

期末手当に関する特例措置を改めること。(附則関係)

- 2 栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(第2条関係)

期末手当に関する特例措置を削ること。(附則関係)

[参照条文]

議案第132号と同じ。

議案第135号（職員課）

栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

現 行

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）】

附 則

（施行期日）

1 略

（期末手当に関する特例措置）

- 2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）】

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（期末手当に関する特例措置）

- 2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

改 正 案

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第1条関係）】

附 則

（施行期日）

1 略

（期末手当に関する特例措置）

- 2 第11条第1項及び第21条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の65」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

【栃木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第2条関係）】

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

